

元職員の横領事案にかかる税の収納確認調査結果(終了)について

平成29年8月、元職員が刑事事件として業務上横領で逮捕、その後、納税者からの問い合わせによる税の被害も確認され、町では、令和元年6月から自宅訪問等による「税の収納確認調査」を実施し、このたび、調査および監査が終了しましたので報告いたします。

また、被害が発生した税については、法的な措置での対応を考えています。

税の収納確認調査結果（令和元年6月～令和2年1月）

1. 調査にあたって

刑事事件では、「不納欠損処理制度を悪用した」との判決内容から、不納欠損処理された納税義務者を対象に調査し、その中で過徴収による被害が確認されたことから、対象範囲を拡大して実施しました。※不納欠損とは、生活実態や財産調査、差押えなどを行った結果、税の法律により徴収困難と判断ができ、一定期間その状態が継続した場合に納税義務が消滅すること

(1) 調査対象範囲と件数 709件

- ①平成14年度から平成27年度までの不納欠損処理された納税義務者 487件
②拡大調査（税務担当の領収印で受領した納税義務者） 222件

(2) 調査方法

調査専門の職員2人のほか、関係職員により訪問・電話・文書依頼により聴き取りを行いました。

2. 調査結果と判明した被害額

確認作業の結果、709件のうち9件の被害が確認されました。

・被害額（町に収納処理されていない税） 2,157,500円

※令和2年5月に監査を終え一部不決定がありましたが、全額同一案件として損害賠償責任の決定に向け、法的な措置での対応を考えています

【所在地別調査結果一覧】

(単位：件)

所在地	調査件数	領収書があった人		領収書がなかった人	居所不明など
		被害有	被害無		
町内	417	8	40	357	12
管内(15市町村)	186	1	1	109	75
管外(14市町)	55	0	1	28	26
道外(20都府県)	51	0	1	18	32
合計	709	9	43	512	145

《税の収納確認調査以外の被害状況と本案件に係る現在までの経費》

・平成29年8月、刑事事件による被害 2,251,400円（2件）

※平成30年3月に遅延利息を含め全額弁済されています

・令和2年3月、民事裁判確定による被害（納税者問い合わせ分） 561,000円（3件）

※遅延利息を含め、今後は弁護士と協議しながら進めます

●横領事案にかかる経費（平成28年度から令和元年度）

- ①弁護士費用（着手金、裁判出廷旅費） 379,000円
②収納確認調査費（管外訪問調査旅費、税システム機器購入など） 875,269円
③弁護士との相談、控訴審傍聴旅費など 877,120円

合計 2,131,389円

お詫び

このたび、調査が終了し、税の被害が総額4,969,900円に及びました。あってはならない出来事が起き、町民の皆さんの行政に対する信頼を失墜させましたことにつきまして重大さを感じており、日々の業務を通じて、役場に対する信頼回復に努めることが私の使命であると認識し、その責務を果たすため職員とともに、まちづくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

令和2年8月

本別町長 高橋正夫